

J A M 政策 NEWS

2017年7月6日 第2017-017号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野 哲也

【編集】 総合政策グループ

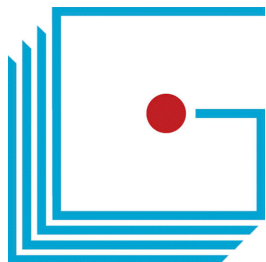
TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

ものづくりマイスター制度の企業利用の促進に向けて ものづくり推進会議で29年度計画を確認

技能・技術の高さをアピール

平成29年度ものづくりマイスター推進会議が7月に開催され、28年度の事業報告並びに、29年度の事業計画についての確認が行われました。



技能検定制度・技能士のロゴマークが2017年3月から使えるようになり、技能士を企業イメージの向上に役立たせることができます。無料で

使用ができ、企業の技能の高さを広くPRすることができます。詳しくは、厚生労働省「技のとびら」HPで確認をしてください。

<http://www.waza.javada.or.jp/>

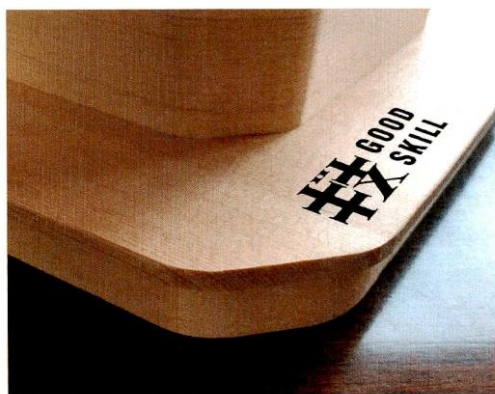
29年度では、新たに、一級技能士等が一貫して制作した商品に対して、標示できるロゴマークの事業が予定されています。認定を受けた商品に付けて付加

価値の高さをアピールできるようになります。

高度熟練技能を持つ技能者を前面に出したPRができます。

また、ものづくりにおいて技能

士の持つ技の高さを一般に広く知ってもらうことで、ものづくりに興味を持ってもらう事も事業目的としています。



商品標示ロゴマークの使用範囲の拡大を要望

29年度の事業計画では、企業が技能士を育成する為に、ものづくりマイスター制度の活用を進めることに重点が置かれています。工業高校等の利用状況は、高水準にあるものの、受講者数では、企業の受講者が少ない状況にあります。

技能士の資格取得を進めるために、加工の一部に一級技能士が関わるなど等JAMとしてロゴマークの使用範囲の拡大を要望しました。

※ 29年度活動目標の概要（対象112職種）

ものづくりマイスター活動数154,627人日以上、ITマスター活動数2,007人日以上、実技指導件数は、ものづくりマイスターの派遣者数延べ、26,540人日ポイント（企業・業界団体に対する指導1.50ポイント、工業高校等に対する指導0.75ポイントとして計算）各県コーナーにおけるものづくりマイスターに対する指導技法等の支援等。JAMは中小企業の活用の実態について質問し、ものづくりマイスター制度を中小企業が活用する為に、キャリアアップ助成金との併用も条件を整えば可能との回答を得ました。（「人日」は、延べ人数です。）